

東久留米市子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて (地域子ども・子育て支援事業)

○地域子ども・子育て支援事業とは

(東久留米市子ども・子育て支援事業計画 P.7 P.31～)

市町村が、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13種類の事業が定められている。

●市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方(作業の手引き)【改訂版】 (平成29年8月1日会議資料1) P.10

6. その他の留意点

(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行うこと。

●現状

- ①事業計画の「量の見込み」から設定した「確保方策」は、過去2年間の点検・評価等を鑑みると、充足している事業が多い。
- ②5か年計画の中間年の見直しであり、2年後に次期事業計画策定を見据えている。

【見直しについての考え方】

中間年の見直しについては、「利用者支援に関する事業」、「放課後児童健全育成事業(学童保育)」の2事業とし、その他の地域子ども・子育て支援事業については見直しを行わず、現行の事業計画に沿って、事業を実施していくものとする。